

しずおかししょう ふくし かん ちょうさ
静岡県 障がい福祉に関するアンケート調査
 きょうりょく ねが
～ご協力のお願い～

ひごろ ほんししょう ふくしぎょうせい りかい きょうりょく
 日頃より、本市障がい福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

しずおかし れいわ ねんど さくてい しずおかししょう しゃきょうせい けいかく れいわ ねんど
 静岡県では、令和2年度に策定した「静岡県障がい者共生のまちづくり計画（令和3年度
 れいわ ねんど もと しょう ひと ひと たが そんなちよう ささ あ
 から令和5年度まで）」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合
 い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現を目指して、障が
 い者福祉施策を推進しています。この計画は、障がいのある人を取り巻く環境の変化や
 ふくししやく すいしん けいかく しょう ひと と ま かんきょう へんか
 制度の改正等に対応するため、3年ごとに策定し直します。

れいわ ねんど はじ じき しずおかししょう しゃきょうせい けいかく
 つきましては、令和6年度から始まる次期「静岡県障がい者共生のまちづくり計画」の
 さくてい みなさま にちじょうせいかつ じょうきょう いけん うかが けいかく き そしりょう
 策定にあたり、皆様の日常生活の状況やご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とす
 るため、アンケート調査を実施いたします。

いそが てすう か ちょうさ きょうりょく ねが
 お忙しいところお手数をお掛けしますが、調査へのご協力をお願いいたします。

ちょうさ しんたいしょうがいしゃてちよう りょういくてちよう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう とくていりょうひ してい
 この調査では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定
 なんびょう じゆきゆうしゃしょう も かたおよ はったつしょう しんだん かた なか むさくい にな
 難病）受給者証をお持ちの方及び発達障がいの診断のある方の中から無作為に5,000人
 えら ちょうさひょう そうふ こた ないよう すべ
 を選び、調査票を送付させていただきました。お答えいただいた内容については、全て
 とうけいてき しょうり ちょうさもくてきがい しょう けつ あんしん こた
 統計的に処理し、調査目的以外に使用することは決してありませんので、安心してお答えく
 ださい。

ちょうさ しゆし りかい きょうりょく ねが
 調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

れいわ ねん がつ しずおかし
 令和4年●月 静岡県

【ご記入にあたってのお願い】

1. 調査票や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。
2. 記入は、黒の鉛筆又はボールペンでお願いします。
3. この調査票では、宛名の方が「ご本人（あなた）」です。できるだけご本人がお答えください。ただし、ご本人が答えられないときは、家族の方などがご本人の意見を聞いて、又はご本人の立場に立ってお答えください。また、問9の付問①②は介助者又は支援者が、問32は保護者がお答えください。
4. 質問のお答えは、設問ごとに（○は1つ）、（○は3つまで）などそれぞれ指定されていますので、説明に仕掛けてお答えください。指定されている数よりも該当する選択肢が多い場合は、ご自身のご判断で優先順位の高いものからお答えください。
5. 「障害者手帳」や「障害福祉サービス受給者証（又は通所受給者証）」などを参考にお答えください。
6. ご記入いただきました調査票は、**令和4年●月●日（●曜日）まで**に、同封の返信用封筒に入れて返送してください。切手を貼る必要はありません。
7. 点字版の調査票が必要な場合は、下記「お問合せ先」までご連絡ください。
8. 質問については、ご協力いただける範囲のなかでお答えください。
9. 回答にあたって、分からないことなどがありましたら、お気軽に下記「お問合せ先」にご連絡ください。

お問い合わせ先

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

障害福祉企画課 企画管理係

電話：054-221-1197

FAX：054-221-1494

メール：shougai-fukushi@city.shizuoka.lg.jp

【1. 属性・障がいについて】

【問1】 この調査票をお答えになる方はどなたですか。(○は1つ)

1	本人が答える
2	本人の意見を聞いて、家族や支援者などが代わって答える
3	本人の意見を確認することが難しいので、本人の立場に立って家族や支援者などが答える
	※支援者には、ヘルパーや施設職員を含みます

【問2】 あなた(ご本人)のことについて、お伺いします。

(1) 性別 (○は1つ)	1 男性	2 女性	3 回答しない
(2) 年齢 ※令和4年●月1日現在	_____ 歳		
(3) お住まいの区 (○は1つ)	1 葵区	3 清水区	2 駿河区
		4 その他 ()	

【問3】 あなたの^{てちょう しゅるい ていど おし}手帳の種類と程度を教えてください。（あてはまるもの全てに○）

また、^{なんびょう かた}難病のある方は、（ ）^{ない びょうめい ばんごう きにゆう}内に病名又は番号をご記入ください。

	区 分	等 級						
		1	2	3	4	5	6	
(1) ^{しんたいしやうがいしやてちやう} 身体障害者手帳 (○はいくつでも)	^{しかくしやう} 視覚障がい	1	2	3	4	5	6	
	^{ちやうかく へいこう きのうしやう} 聴覚・平衡機能障がい		2	3	4	5	6	
	^{おんせい げんご きのうしやう} 音声・言語・そしゃく機能障がい			3	4			
	^{したいふじゆう じやうし} 肢体不自由（上肢）	1	2	3	4	5	6	7
	^{したいふじゆう かし} 肢体不自由（下肢）	1	2	3	4	5	6	7
	^{したいふじゆう たいかん} 肢体不自由（体幹）	1	2	3		5		
	^{のうげんせいじやう しやうんどう きのうしやう} 脳原性上肢運動機能障がい	1	2	3	4	5	6	7
	^{のうげんせい いどううんどう きのうしやう} 脳原性移動運動機能障がい	1	2	3	4	5	6	7
	^{ないぶしやう} 内部障がい ※ ^{ふくすう} 複数ある場合は ^{ばあい おも} 重い等級に○	1	2	3	4			
(2) ^{りやういくてちやう} 療育手帳 (○は1つ)	^{ていど} (程度) 1 A 2 B							
(3) ^{せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう} 精神障害者保健福祉手帳 (○は1つ)	^{ていど} (程度) 1 1級 2 2級 3 3級							
(4) ^{していなんびやう} 指定難病	^{びやうめい ばんごう} 病名又は番号（ ） ※P●～●の「指定難病一覧」からお選びください							

【問4】 次の中から、あなたが^もお持ちのものをお答えください。（○はいくつでも）

1 ^{じりつしえんいりやう せいしんつういんいりやう じゆきゆうしやしやう も} 自立支援医療（精神通院医療）受給者証を持っている
2 ^{とくていりやうひ していなんびやう じゆきゆうしやしやう も} 特定医療費（指定難病）受給者証を持っている
3 ^も どちらも持っていない

【問5】 あなたは、^{こうじのうきのうしやうがい しんだん}高次脳機能障害と診断されていますか。（○は1つ）

1 ^{しんだん} 診断されている	2 ^{しんだん} 診断されていない
---------------------------	----------------------------

【問6】 発達障がいの診断を受けていますか。（○は1つ）

- 1 受けている
- 2 受けていない
- 3 医療機関を受診したが診断は受けていない
- 4 受診を勧められているが未受診

▶ 付問① その診断名をお答えください。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 自閉症スペクトラム | 4 学習障害（LD） |
| 2 広汎性発達障害 | 5 アスペルガー症候群 |
| 3 注意欠陥多動性障害（ADHD） | 6 その他（ ） |

▶ 付問② 診断を受けた時期をお答えください。（○は1つ）

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 0歳～6歳（小学校入学前） | 6 30歳～39歳 |
| 2 6歳～12歳（小学生） | 7 40歳～49歳 |
| 3 12歳～15歳（中学生） | 8 50歳～59歳 |
| 4 15歳～18歳（高校生） | 9 60歳以上 |
| 5 18歳～29歳（高校卒業後） | |

▶ 付問③ あなたは、発達障がいに関する支援を受けていますか。また、受けている場合はいつからですか。（○は1つ）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 支援を受けていない | 6 10歳～12歳（小学生5～6年） |
| 2 0歳～3歳 | 7 12歳～15歳（中学生） |
| 3 4歳～6歳（小学校入学前） | 8 15歳～18歳（高校生） |
| 4 6歳～8歳（小学生1～2年） | 9 18歳以上（高校卒業後） |
| 5 8歳～10歳（小学生3～4年） | |

【問7】あなたは、日常的に医療的ケアを受けていますか。（○はいくつでも）

1 人工呼吸器の管理	8 中心静脈栄養
2 気管切開の手当（カニューレ交換・消毒）	9 人工肛門の処置
3 酸素吸入	10 導尿（自己導尿を含む）
4 たん吸引（気管・鼻腔・口腔）	11 鼻咽頭エアウェイ
5 腹膜透析	12 その他
6 経管栄養（鼻から・胃ろう・腸ろう）	（ ）
7 インスリン注射	13 医療的ケアは受けていない

【問8】ご本人が40歳以上の場合にお答えください（40歳未満の方は問9へ）。

あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。受けている方は、要介護度をお答えください。（○は1つ）

1 要支援1	4 要介護2	7 要介護5	10 申請中
2 要支援2	5 要介護3	8 非該当（審査判定の結果）	
3 要介護1	6 要介護4	9 申請していない	

【2. ご家族や支援者について】

【問9】あなたは、どなたと一緒に暮らしていますか。（○はいくつでも）

1 一人暮らし	7 兄弟姉妹
2 父（自分の父）	8 祖父母
3 母（自分の母）	9 義理の父・母
4 夫または妻	10 グループホームや入所施設を利用している
5 子ども（自分の子ども）	11 その他（ ）
6 子どもの夫または妻	

【問10】あなたは、普段の生活で介助又は支援を必要としていますか。（○は1つ）

- 1 必要としている 2 必要としていない

付問① 主な介助者又は支援者は誰ですか。（○は1つ）

- | | | |
|---------------|----------|------------------|
| 1 父（自分の父） | 6 兄弟姉妹 | 11 ホームヘルパー |
| 2 母（自分の母） | 7 祖父母 | 12 入所施設の職員 |
| 3 夫または妻 | 8 義理の父・母 | 13 ボランティア |
| 4 子ども（自分の子ども） | 9 親せき | 14 成年後見人・保佐人・補助人 |
| 5 子どもの夫または妻 | 10 友人・知人 | 15 その他（ ） |

付問② 介助・支援をしている方にお伺いします。

主な介助者又は支援者の年齢はいくつですか。（○は1つ）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 20歳未満 | 4 40歳～49歳 | 7 70歳～79歳 |
| 2 20歳～29歳 | 5 50歳～59歳 | 8 80歳以上 |
| 3 30歳～39歳 | 6 60歳～69歳 | |

付問③ 介助・支援をしている方にお伺いします。

介助・支援をしていて困ることは何ですか。（○は3つまで）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 自分の健康に不安がある | 8 仕事や学業に支障がある（できない） |
| 2 自分も、介助・支援を必要としている | 9 旅行や外出がむずかしい |
| 3 代わりに介助・支援する人がいない | 10 休養や息抜きの時間がない |
| 4 身体的な負担が大きい | 11 自分が介助できなくなったとき |
| 5 精神的な負担が大きい | の生活に不安がある |
| 6 経済的な負担が大きい | 12 困ったときの相談先が分からない |
| 7 災害時や緊急時の対応に不安がある | 13 その他（ ） |
| | 14 特に困っていることはない |

【3. 日常生活について】

【問11】あなたは、日中は主にどこで過ごしていますか。（○は1つ）

- 1 保育園・幼稚園・こども園・学校（専門学校・大学を含む）に通っている
- 2 施設・作業所・事業所などに通っている
- 3 施設に入所している
- 4 民間企業や公共施設などの職場や個人の会社、店で働いている
- 5 家にいる
- 6 病院に入院している
- 7 デイサービスや病院のデイケアなどに通っている
- 8 その他（ ）

【問12】あなたの現在のお住まいの種類はどれですか。（○は1つ）

- 1 持ち家（本人・家族所有）
- 2 民間賃貸住宅（アパート・マンションなど）
- 3 公共賃貸住宅（県営住宅・市営住宅など）
- 4 福祉施設（入所施設）
- 5 病院（入院中）
- 6 グループホーム（旧ケアホームを含む）
- 7 福祉ホーム
- 8 その他（ ）

【問13】あなたは、日常生活で困っていることはありますか。(〇は3つまで)

- 1 身の回りのことができない
- 2 健康に不安がある
- 3 外出するのに支障がある
- 4 人が話していること^りの理解が難^{むずか}しく、コミュニケーションがうまくとれない
- 5 自分の意思を人に伝えることが難^{むずか}しく、コミュニケーションがうまくとれない
- 6 近所づきあいがうまくできない
- 7 お金の管理に不安がある
- 8 災害時や緊急時の対応に不安がある
- 9 施設に入れない(入所できない)
- 10 将来の生活に不安がある
- 11 必要なときに、十分な福祉サービスが使えない
- 12 相談する人(所)がない
- 13 相談する人(所)がわからない
- 14 治療又は通院できる医療機関がない
- 15 収入が少ない(少ない)
- 16 その他 ()
- 17 特に困っていることはない

【問14】あなたは、困った時は誰(どこ)に相談していますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1 家族・親せき | 9 障害者相談員※ |
| 2 友人・知人 | 10 相談支援事業所の相談員 |
| 3 同じ障がいのある仲間 | 11 ケアマネージャー・地域包括支援センターの職員 |
| 4 近所の人 | 12 市の窓口(市役所・区役所・保健所など) |
| 5 ホームヘルパー | 13 学校の先生 |
| 6 施設の職員 | 14 成年後見人・保佐人・補助人 |
| 7 病院職員(医師、看護師その他専門職) | 15 その他 () |
| 8 民生委員・児童委員 | 16 相談する相手はいない |

【問15】あなたは、日頃、福祉サービスに関する情報を主に何をきっかけにして知ることが多いですか。（○は3つまで）

- 1 広報しずおか（静岡市の広報紙）
- 2 行政（市・県・国）が発行する出版物
- 3 障がい者団体が発行する出版物
- 4 行政（市・県・国）のホームページ
- 5 その他のホームページ（インターネット検索）
- 6 行政（市・県・国）のSNS
- 7 その他のSNS
- 8 新聞・雑誌
- 9 テレビ・ラジオ
- 10 医療機関
- 11 市の窓口（市役所・区役所・保健所など）
- 12 相談支援事業所の相談員
- 13 ケアマネージャー・地域包括支援センターの職員
- 14 施設、作業所、事業所など
- 15 障がい者団体や家族会
- 16 家族・親せき
- 17 友人・知人
- 18 近所の人
- 19 民生委員・児童委員
- 20 障害者相談員※
- 21 ホームヘルパー
- 22 学校の先生
- 23 成年後見人・保佐人・補助人
- 24 その他（具体的に： _____）
- 25 情報を手に入れる方法がない・分からない

※ 障がいのある方やその関係者の方からの身近な相談相手として静岡市が委託している身体障害者相談員と知的障害者相談員のことです。（問い合わせ先は、●ページに載っています。）

【問17】あなたは、「ヘルプカード」(●ページ参照)を知っていますか。
(○はひとつ)

【ヘルプカード】 (表面)

(裏面)



ふりがな	名前	性別	年齢	血液型	緊急連絡先	アレルギー等	【私が配慮してほしいこと】
姓	名	男	女	A B O AB (RH+・RH-)	住所	アレルギー等	【私が配慮してほしいこと】
生年月日	年 月 日	年	月	日	電話番号	アレルギー等	【私が配慮してほしいこと】
住所	緊急時の避難場所(家族や支援者と合流できる場所)						【私が配慮してほしいこと】
緊急連絡先	氏名(姓・名)	電話番号	住所				【私が配慮してほしいこと】
緊急連絡先	氏名(姓・名)	電話番号	住所				【私が配慮してほしいこと】

※ご自身が必要だと感じ項目に記入をしてください。

- 1 意味を知っており、使用している
- 2 意味を知っており、使用している人を支援(声かけ、電車やバスで席を譲るなど)したことがある
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 4 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない(●ページの説明文を読んでではじめて知った)

付問① ヘルプカードを使用しているときに支援を受けることができましたか。
(○は1つ)

1 はい	2 いいえ
------	-------

付問② どんな支援を受けることができましたか。(○はいくつでも)

- 1 ヘルプカードに記載した支援をもらった
- 2 ヘルプカードに記載した緊急連絡先に連絡をもらった
- 3 ヘルプカードに記載した内容を救急隊員や行政職員などに伝えてもらった
- 4 その他()

しょうがいふくし と う り よ う
【4. 障害福祉サービス等の利用について】

● ページに記載の障害福祉サービス等の利用状況について伺います。
 各サービスの具体的な説明については、● ページの用語説明をご覧ください。

	り よ う し ょ う が い ふ く し 利用している障害福祉サービスについては、「障害福祉サービス受給者証（又は通所受給者証）」のこの欄を見ながら回答してください。
--	---

移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証

次のとおり決定したので通知します。

受給者番号		利用障	に っ ち ゅ う い ち じ し え ん お よ い ど う し え ん じ ゃ ゅ う 日中一時支援及び移動支援事業については「決定通知書（兼利用者証）」のこの欄を見ながら回答してください。
助成決定日	平成25年 4月15日	(児童)	
助成決定内容	11 時間/月 身体介護なし	利用者負担上限月額	

【問18】 あなたの現在の障害福祉サービス等の利用状況をお伺いします。

(1) 障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証（高校3年生以下の方のみ）をお持ちですか。また、18歳以上の方は、障害支援区分についてもお答えください。

(1) 障害福祉サービス受給者証※1 (○は1つ)	1 持っている 2 持っていない
≪高校3年生以下の方のみお答えください≫ (2) 通所受給者証※2 (○は1つ)	1 持っている 2 持っていない
≪18歳以上の方のみお答えください≫ (3) 障害支援区分※3 (○は1つ)	1 区分1 6 区分6 2 区分2 7 該当しない 3 区分3 8 認定を受けていない 4 区分4 9 わからない 5 区分5

(一)	(二)
障害福祉サービス受給者証 受給者証番号	介護給付費の支給決定内容 障害支援区分 認定有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

「障害福祉サービス受給者証」のこの欄を見ながら回答してください。

※ 障害福祉サービス受給者証等の用語の意味は次のページの説明をご覧ください。

ようごせつめい
(用語説明)

- ※1 障害福祉サービス受給者証
居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を利用している方に交付されています。
- ※2 通所受給者証
児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している方に交付されています。
- ※3 障害支援区分
ひとりひとりの心身の状態に応じて、どれだけの支援が必要かを表すものです。区分1から区分6まであり、最も支援の必要性が高いのが区分6です。区分に応じて利用できるサービスの種類や量が決まります。

(2) あなたは、令和4年●月に障害福祉サービス等を利用しましたか。(○は1つ)

1 利用した	2 利用していない	⇒問19へ
--------	-----------	-------

付問① 利用したサービスをお答えください。(あてはまるもの全てに○)

※サービスは50音順で記載しています。

1 移動支援事業	17 自立訓練（生活訓練）
2 共同生活援助（グループホーム）	18 身体障害者訪問入浴サービス
3 居宅介護（ホームヘルプ）	19 生活介護
4 計画相談支援	20 相談支援事業
5 行動援護	21 短期入所（ショートステイ）
6 施設入所支援	22 地域活動支援センター
7 児童発達支援	23 地域相談支援（地域移行支援）
8 重度訪問介護	24 地域相談支援（地域定着支援）
9 就労移行支援	25 同行援護
10 就労継続支援A型	26 日中一時支援事業
11 就労継続支援B型	27 発達障害者支援センター
12 就労定着支援	28 保育所等訪問支援
13 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	29 放課後等デイサービス
14 障害児相談支援	30 補装具・日常生活用具購入費の助成
15 障害児入所支援	31 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
16 自立訓練（機能訓練）	32 療養介護
	33 その他
	()

【問19】支給決定（契約）どおり利用できましたか。（〇は1つ）

1 利用できた → 問20へ 2 利用できなかった → 付問①へ

付問① 支給決定（契約）どおり利用できなかったのは、どのサービスですか。
（ご本人・支援者の判断で利用しなかったものを除き、あてはまるもの全てに〇）

※サービスは50音順で記載しています。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 移動支援事業 | 17 自立訓練（生活訓練） |
| 2 共同生活援助（グループホーム） | 18 身体障害者訪問入浴サービス |
| 3 居宅介護（ホームヘルプ） | 19 生活介護 |
| 4 計画相談支援 | 20 相談支援事業 |
| 5 行動援助 | 21 短期入所（ショートステイ） |
| 6 施設入所支援 | 22 地域活動支援センター |
| 7 児童発達支援 | 23 地域相談支援（地域移行支援） |
| 8 重度訪問介護 | 24 地域相談支援（地域定着支援） |
| 9 就労移行支援 | 25 同行援助 |
| 10 就労継続支援A型 | 26 日中一時支援事業 |
| 11 就労継続支援B型 | 27 発達障害者支援センター |
| 12 就労定着支援 | 28 保育所等訪問支援 |
| | 29 放課後等デイサービス |
| 14 障害児相談支援 | 30 補装具・日常生活用具購入費の助成 |
| 15 障害児入所支援 | 31 療養介護 |
| 16 自立訓練（機能訓練） | 32 その他 |
| | () |

付問② 支給決定（契約）どおり利用できなかった理由は何ですか。（〇はいくつでも）

- | |
|---|
| 1 事業所の定員に空きがなく、または、ホームヘルパーの確保が困難なため、利用を断られた |
| 2 事業所が医療的ケアや強度行動障害への対応が困難との理由で断られた |
| 3 土・日に利用したいが、事業所が開所していない |
| 4 利用できる事業所がわからない |
| 5 サービスの質に不安がある |
| 6 その他 () |

【5. 地域での生活について】

【問20】もしも、現在、一緒に暮らしている方と、将来、離れなくてはならなくなったときや一緒に暮らしている方の支援が受けられなくなったときに、不安なことはありますか。

また、現在、一人暮らしをされている方は、将来、不安なことはありますか。

(○は3つまで)

- 1 今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい
- 2 医療的ケアがあるため、望む住まいを選べるかどうか不安
- 3 収入が足りない
- 4 契約や市役所での手続きをするのがむずかしい
- 5 病院の受診、服薬など健康管理をするのがむずかしい
- 6 着替え、食事、入浴、排泄などに介助が必要
- 7 買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい
- 8 お金の管理（銀行でのお金の出し入れや、1か月の生活費の管理など）がむずかしい
- 9 常に見守りが必要などの理由で、ひとりで過ごすことがむずかしい
- 10 必要な障害福祉サービス等が受けられるか不安
- 11 地域の人とコミュニケーションをとることがむずかしい
- 12 災害時に避難できない、または、何が起きているかわからない
- 13 困ったときに相談するところがわからない
- 14 その他（)
- 15 特に不安に思っていることはない
- 16 何となく不安だが、何が困るのはわからない

【問21】もしも、現在、一緒に暮らしている方と、将来、離れなくてはならなくなったときに、誰と、どこで暮らしたいですか。
 また、現在、一人暮らしをされている方は、将来、誰と、どこで暮らしたいですか。

<p>(1) 誰と暮らしたいですか (○は1つ)</p>	<p>1 現在、別居している家族（続柄： ） 2 親せき 3 同じ障がいのある仲間 4 一人暮らし 5 その他（ ） 6 わからない</p>
<p>(2) どこで暮らしたいですか (○は1つ)</p>	<p>1 今住んでいる自宅で引き続き暮らしたい 2 今住んでいる自宅から引っ越してアパートやマンションなどで暮らしたい 3 入所施設で暮らしたい 4 グループホームで暮らしたい 5 その他（ ） 6 わからない</p>

【問22】問21の回答を選んだ理由を教えてください。
(○は3つまで)

<p>1 家族や親せきといると安心できる 2 別居中の家族や親せきと将来一緒に住む約束をしている 3 同じ障がいのある仲間と一緒に生活したい 4 一人で生活するのはむずかしい 5 生活するために必要なことは一人でできる 6 サービスを使うことで一人暮らしができる 7 他の人と一緒に生活することに不安がある 8 住み慣れた場所で暮らし続けたい 9 税金や家賃など必要なお金を負担することがむずかしい 10 入所施設・グループホームについてよく知らない 11 近くに、空いている入所施設やグループホームがない 12 医療的ケアの必要があるため、入れるグループホームがない 13 その他（ ） 14 わからない</p>
--

【問23】あなたは、お住まいの地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 地域で生活していて困ったときに、いつでも何でも相談できる場所や人
- 2 一緒に外出したり、遊んだり、友だち付き合いをしてくれる人
- 3 自宅に来て食事、洗濯、掃除、身のまわりの世話などをしてくれる
ホームヘルプサービス
- 4 日常生活に必要な、スーパーマーケット、コンビニや交番が近くにあること
- 5 食料品などの宅配
- 6 調子が悪いときに、相談や診察をしてくれる医療機関
- 7 働く場所(就労への支援)
- 8 年金や手当の経済的な支援や金銭管理の支援
- 9 グループホームなどの障がいがある人が暮らしやすい住居
- 10 生活するうえで必要な手続を支援するサービス(アパートの入居や
福祉サービスの利用の際の契約など)
- 11 地域の人の障がいのある人への理解
- 12 災害や急病など緊急時の支援
- 13 その他()
- 14 特になし

【問24】あなたは、近所・地域の人とどの程度のつきあいをしていますか。
(○は3つまで)

- 1 会ったときにあいさつをかわす
- 2 世間話をする
- 3 一緒に外出したり遊んだりする
- 4 お互いの家を訪問する
- 5 相談や愚痴を聞いてもらう
- 6 子ども会、町内会、自治会、地域防災訓練など地域の活動と一緒に参加する
- 7 祭りなどの地域でのイベントと一緒に参加する
- 8 地域の趣味やスポーツのサークルと一緒に活動する
- 9 その他()
- 10 特につきあいはない

【問25】 静岡市は、「地域における共生（障がいのある人もない人も、誰もがお互いに大切に、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことができること）」ができる都市を目指しています。あなたにとって、「地域における共生」を進める上で、特に重要だと思うことはなんですか。（○は3つまで）

- 1 地域に自分の居場所・コミュニティがあること
- 2 地域に災害時等に協力しあう体制が出来ていること
- 3 地域に困ったときに相談できる場所があること
- 4 障がいや共生に関する理解が進んでいること
- 5 公共施設や道路がバリアフリーであること
- 6 地域に必要な障害福祉サービスや医療が受けられること
- 7 地域の自治会活動やイベントや行事、社会活動に参加しやすい環境であること
- 8 障がいへの理解を促進するための講演会やイベントが開催されていること
- 9 生涯学習施設など、障がいのある人が学習することができる場所や機会があること
- 10 地域に、スポーツや文化活動などができる場所があること
- 11 障がいがあっても地域の学校へ通えること
- 12 障がいに関する差別や偏見を感じずに生活できること
- 13 自分の意志や主張を素直に言える環境があること
- 14 その他（ ）

【問26】 あなたの身近では、「地域における共生」が進んでいると思いますか。「地域における共生」の具体的な例は、問25の選択肢を参考にお答えください。（○は1つ）

- | | |
|-------------|----------|
| 1 かなり進んでいる | 4 進んでいない |
| 2 少しは進んでいる | 5 わからない |
| 3 あまり進んでいない | |

【6. 災害対策について】

【問27】あなたは、市が実施している「静岡市避難行動要支援者避難支援制度（旧称：静岡市災害時要援護者避難支援制度）（●ページ参照）」に登録していますか。登録していない場合は、その理由もお答えください。

登録状況（○は1つ）	「2 登録していない」の理由（○はいくつでも）
1 登録している	付問① 1 自分で逃げられるから 2 家族などの支援による避難が可能だから 3 施設に入所しているから 4 障がいがあることを知られたくないから 5 制度がよくわからないから 6 その他（ ）
2 登録していない	
3 わからない	

【問28】あなたは、地域で実施している避難訓練に参加しようと思いませんか。（○は1つ）

1 参加しようと思う	2 参加しようと思わない
------------	--------------

付問① 参加しようと思わない理由は何ですか。（○は3つまで）

1 外出が困難なため
2 訓練場所への移動が困難なため
3 その場に長くいることが困難なため
4 地域の人に、障がいがあることを知られたくないため
5 施設・作業所・事業所などでの訓練に参加しているため
6 障がいのある人のための訓練内容ではないため
7 訓練の必要性を感じていないため
8 その他（ ）

【問29】災害時の避難所についてそれぞれお答えください。

(1)あなたは自分の住んでいる地域の避難所の場所を知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

(2)「福祉避難所(●ページ参照)」がどのようなところか知っていますか。

(○は1つ)

- | |
|------------------------------|
| 1 福祉避難所になる施設は知っている |
| 2 福祉避難所の役割は知っている |
| 3 福祉避難所になる施設や役割も知っている |
| 4 知らなかった(●ページの説明文を読んで初めて知った) |
| 5 わからない |

【問30】あなたが、地震や台風などの災害のときに特に困ることはなんですか。

(○は3つまで)

- | |
|--|
| 1 どのような災害が起こったのか、すぐにわからない |
| 2 救助を求めることができない |
| 3 救助を求めても来てくれる人がいない |
| 4 安全なところまで、すぐに避難することができない |
| 5 まわりの人とのコミュニケーションがとれない |
| 6 被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない |
| 7 避難所で障がいにあった適切な介助・介護支援(医療的ケアを含む)が受けられない |
| 8 必要な薬が手に入らない、治療が受けられない |
| 9 補装具や日常生活用具が使えるなくなる |
| 10 酸素ボンベや吸たん器、人工呼吸器が使えるなくなる |
| 11 その他() |
| 12 特にない |

【問31】あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人に対し、必要な取組はどれだと思いますか。

(○は3つまで)

- 1 地域・近所での日頃からの協力体制づくり
- 2 ※1 緊急通報システムの普及
- 3 災害時の情報の伝え方の工夫
- 4 災害時の生活支援体制の確立
- 5 災害時の医療受診の確保
- 6 障がいのある人を避難誘導する体制づくり
- 7 ※2 住宅用防災対策のための助成制度の周知
- 8 避難行動要支援者避難支援制度の利用・登録を勧める
- 9 避難行動要支援者を対象とした福祉避難所の拡充
- 10 訓練実施など住民との交流
- 11 ボランティアの受入体制の整備
- 12 避難行動要支援者のための支援物資の用意
- 13 その他（具体的に）
- 14 わからない

※1 「緊急通報システム」とは・・・

電話による119番緊急通報が困難な方に向けて導入している、FAXまたは携帯電話等のインターネット接続機能を利用した通報を行うシステムです。

※2 「住宅用防災対策のための助成制度」とは・・・

身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方を対象に、住宅の家具等固定、耐震診断、耐震補強工事（非木造住宅は対象外）にかかる費用に対して補助する制度です。

【7. 療育・教育について】

【問32】あなたが18歳未満の場合にお答えください。(18歳以上の方は問34へ)

現在通っているところをお答えください。(○は1つ)

※複数通っている方は、主に通っているところをお答えください。

<p>【未就学児の方】</p> <p>1 保育所</p> <p>2 幼稚園</p> <p>3 こども園</p> <p>4 特別支援学校の幼稚部</p> <p>5 障がい児の施設 (いこいの家、清水うみのこセンターなど)</p> <p>【小学校・小学部の方】</p> <p>6 小学校の通常学級</p> <p>7 小学校の特別支援学級</p> <p>8 特別支援学校の小学部</p>	<p>【中学校・中学部】</p> <p>9 中学校の通常学級</p> <p>10 中学校の特別支援学級</p> <p>11 特別支援学校の中学部</p> <p>【高等学校・高等部など】</p> <p>12 高等学校</p> <p>13 特別支援学校の高等部</p> <p>14 その他の学校</p> <p>【その他】</p> <p>15 通所施設に通っている</p> <p>16 その他 ()</p> <p>17 どこにも通っていない</p>
--	--

【問33】あなたが18歳未満の場合に、保護者の方にお聞きします

お子様の療育・教育について困っていることはありますか。(○は3つまで)

<p>1 療育・教育に関する情報が少ない</p> <p>2 希望する保育所・幼稚園・こども園・学校に入れない</p> <p>3 希望する施設に入所・通所できない</p> <p>4 通園・通学の送り迎えが大変</p> <p>5 学校や園、施設での介助が大変</p> <p>6 学校や園、施設でのカリキュラムが合わない</p> <p>7 保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある</p> <p>8 友だちとの関係がうまくいかない</p> <p>9 相談するところがわからない</p> <p>10 療育・教育を受ける機会が少ない</p> <p>11 今後の進学・進路選択で迷っている</p> <p>12 経済的な負担が大きい</p> <p>13 災害時や緊急時の対応に不安がある</p> <p>14 勤務形態が合わず、仕事ができない(支障がある)</p> <p>15 旅行や外出がむずかしい</p> <p>16 常時見守りが必要なため、休養や息抜きの時間がない</p> <p>17 療育・教育のための情報入手する方法がわからない</p> <p>18 その他 ()</p> <p>19 特に困っていることはない</p>

【8. 雇用・就労について】

【問34】 あなたは、現在、働いていますか。通所施設（就労移行支援・就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護事業所など）での就労も含みます。（○は1つ）

1 働いている	⇒ 問35へ	2 働いていない	⇒ 問40へ
---------	--------	----------	--------

問35から問39までは、問34で「1 働いている」と答えた方にお伺いします。

【問35】 週に何日働いていますか。

週に _____ 日（くらい）

【問36】 1日何時間くらい働いていますか。（○は1つ）

1 4時間未満	3 6時間以上8時間未満	5 その他
2 4時間以上6時間未満	4 8時間以上	()

【問37】 1か月の平均給与・賃金・工賃はどのくらいですか。（○は1つ）

1 5千円未満	6 3万円から5万円未満
2 5千円から1万円未満	7 5万円から10万円未満
3 1万円から1万5千円未満	8 10万円から15万円未満
4 1万5千円から2万円未満	9 15万円から20万円未満
5 2万円から3万円未満	10 20万円以上

【問38】 どんなところで働いていますか。（○は1つ）

1 民間企業、工場、店や公共施設など
2 通所施設（就労移行支援・就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所（工賃の支払いを受けているもの）など）
3 自営（自ら開業している）
4 親族・知人がしている仕事（農業や店、工場など）の手伝い
5 その他（ ）

付問① どのような雇用形態で働いていますか。（○は1つ）

1 正社員・正規職員	4 臨時雇用（日雇いや1年以内の期間の雇用など）
2 契約	5 パートタイム・アルバイト
3 派遣	6 その他（ ）

付問② ふもん どのような業務内容ぎょうむないようですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 事務 <small>じむ</small> | 6 軽作業 <small>けいさぎょう</small> (加工 <small>かこう</small> ・組立て <small>くみた</small> など) |
| 2 営業 <small>えいぎょう</small> | 7 清掃 <small>せいそう</small> |
| 3 接客 <small>せつきやく</small> | 8 その他 <small>た</small> →※ <small>ぐたいてき</small> 具体的 <small>きんじゆう</small> にご記入 <small>きにゆう</small> ください |
| 4 調理 <small>ちょうり</small> | (|
| 5 介護 <small>かいご</small> |) |

付問③ ふもん 今の仕事いま しごとは、どのような方法ほうほうで見つけましたか。(○は1つ)

- | | |
|---|--|
| 1 公共職業安定所 <small>こうきょうしよくぎょうあんていじよ</small> (ハローワーク) | 6 職業訓練校 <small>しよくぎょうくんれんこう</small> の紹介 <small>しょうかい</small> |
| 2 障害者就業・生活支援センター <small>しょうがいしやしゅうぎょう せいかつしえん</small> | 7 通所施設 <small>つうしょせつ</small> の紹介 <small>しょうかい</small> |
| 3 学校の紹介 <small>がっこう しょうかい</small> | 8 求人サイト <small>きゅうじん</small> ・情報誌 <small>じょうほうし</small> |
| 4 知り合い <small>し あ</small> の紹介 <small>しょうかい</small> | 9 その他 <small>た</small> () |

【問39】 とあなたは、今の職場いま しょくば・働き方はたら かたが自分じぶんに合あっていると思おもいますか。(○は1つ)

- | | | |
|------|-------|---------|
| 1 はい | 2 いいえ | 3 わからない |
|------|-------|---------|

【問40】 と今後こんごまた又は引き続きひ つづ、働はたらきたいと思おもいますか。(○は1つ)

- | | | |
|------|-------|---------|
| 1 はい | 2 いいえ | 3 わからない |
|------|-------|---------|

付問① ふもん 今後こんご、どのような雇用形態こようけいたいで働はたらきたいですか。(○は1つ)

- | | |
|---|---|
| 1 正社員 <small>せいしゃいん</small> ・正規職員 <small>せいきしよくいん</small> | 4 臨時雇用 <small>りんじこよう</small> (日雇 <small>ひやと</small> いや1年以内 <small>ねんいなきかん</small> の期間 <small>きかん</small> の雇用 <small>こよう</small> など) |
| 2 契約 <small>けいやく</small> | 5 パートタイム・アルバイト |
| 3 派遣 <small>はけん</small> | 6 その他 <small>た</small> () |

付問② ふもん 今後こんご、どのようなところはたらで働はたらきたいですか。(○は1つ)

- | | |
|---|---|
| 1 現在の職場 <small>げんざい しょくば</small> | 6 通所 <small>つうしょ</small> (就労継続支援B型 <small>しゅうろうけいぞくしえん がた</small>) |
| 2 公共団体 <small>こうきょうだんたい</small> | 7 通所 <small>つうしょ</small> (生活介護 <small>せいかつかいご</small>) |
| 3 民間企業 <small>みんかんきぎょう</small> | 8 自営 <small>じえい</small> |
| 4 通所 <small>つうしょ</small> (就労移行支援 <small>しゅうろういこうしえん</small>) | 9 その他 <small>た</small> () |
| 5 通所 <small>つうしょ</small> (就労継続支援A型 <small>しゅうろうけいぞくしえん がた</small>) | |

【問4 1】あなたは、障がいのある人と障がいのない人が一緒に働くためには、主にどのような環境（配慮）が整っていることが大切だと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 働く時間や日数を調整できること
- 2 勤務場所・通所施設までの交通手段が障がいに配慮されていること
- 3 通院日の確保について配慮があること
- 4 在宅ワークができる設備があること
- 5 賃金・工賃が妥当であること
- 6 障がいの程度に合った仕事であること
- 7 学校などで、就職前に、就労のための技術が身に付けられること
- 8 就職後に、必要な職業訓練・指導が受けられること
- 9 勤務場所に障がいに配慮した設備・機器が整っていること
- 10 雇う側や同僚が障がいを理解してくれること
- 11 ジョブコーチ※など職場に慣れるまで支援する制度が利用できること
- 12 職場により指導者や支援者、相談できる先輩がいること
- 13 その他（ ）
- 14 わからない

※「ジョブコーチ」とは・・・

障がいのある人の就労にあたり、障がいの特性に合った仕事の組み立てや職場生活に必要な支援を行ったり、職場の人に、覚えやすい仕事の教え方や接し方などを伝え、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のことです。

【9. かかりつけ歯科医について】

【問4 2】かかりつけ歯科医※を持ち歯と口を大切にすることは健康な生活を送るために重要です。あなたは、かかりつけ歯科医を定期的に受診していますか。

※「かかりつけ歯科医」とは・・・

歯が痛くなった時に一時的に通院するのではなく、むし歯や歯周病などを予防することを目的に、年に1回以上定期的に通院する歯科医院のことです。

- 1 はい
- 2 定期的ではないが何かあった時にかかる歯科医院はある
- 3 いいえ

【1 1. 障がい福祉に関する施策について】

【問47】あなたは、障がいのある人が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思えますか。（○は3つまで）

- 1 障がいの早期発見・早期治療（支援）の推進
- 2 障がい児保育・障がい児教育の充実
- 3 ホームヘルプ・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実
- 4 通所施設を増やす
- 5 入所施設を増やす
- 6 障がいのある人自身が社会を理解し学ぶ機会
- 7 医療機関やリハビリテーション施設の整備の充実
- 8 福祉に関する情報提供の充実
- 9 趣味・娯楽などの情報提供の充実
- 10 就労支援
- 11 生涯学習や文化活動の推進
- 12 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 13 グループホームなどの障がいのある人が地域で生活できる場の整備
- 14 建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進
- 15 障がいのある人のための防災対策の充実
- 16 ボランティア活動の推進
- 17 障がいのある人への理解啓発や交流促進
- 18 手当・年金などの経済的な支援の充実
- 19 差別解消の推進
- 20 成年後見制度の活用
- 22 地域に住む人が力を合わせて、障がいのある人を支えていく体制づくり
- 23 困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備
- 24 その他（具体的に：)
- 25 特にない

【13. スポーツの実施・観戦について】

【問51】 スポーツに対して興味があることは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 スポーツを「する」こと
- 2 スポーツを「観る」こと
- 3 スポーツを「支える」(指導や大会ボランティアなど) こと
- 4 スポーツには興味がない

【問52】 あなたはスポーツをどのくらい行っていますか。(○は1つ)

- 1 週に3回以上
- 2 週に1回以上
- 3 月に1回以上
- 4 年に1回以上
- 5 ほとんどしない

していなんびょういちらん
◆指定難病一覧

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己食食空腔性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症

番号	病名
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤

番号	病名	番号	病名
119	アイザックス症候群	181	クルーゾン症候群
120	遺伝性ジストニア	182	アペール症候群
121	神経フェリチン症	183	ファイファー症候群
122	脳表ヘモジデリン沈着症	184	アントレー・ビクスラー症候群
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	185	コフィン・シリス症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	186	ロスマンド・トムソン症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	187	歌舞伎症候群
126	ペリー症候群	188	多脾症候群
127	前頭側頭葉変性症	189	無脾症候群
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	190	鰓耳腎症候群
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	191	ウェルナー症候群
130	先天性無痛無汗症	192	コケイン症候群
131	アレキサンダー病	193	ブラダー・ウィリ症候群
132	先天性核上性球麻痺	194	ソトス症候群
133	メビウス症候群	195	ヌーナン症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	196	ヤング・シンブソン症候群
135	アイカルディ症候群	197	1p36欠失症候群
136	片側巨脳症	198	4p欠失症候群
137	限局性皮質異形成	199	5p欠失症候群
138	神経細胞移動異常症	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
139	先天性大脳白質形成不全症	201	アンジェルマン症候群
140	ドラベ症候群	202	スミス・マギニス症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	203	22q11.2欠失症候群
142	ミオクロニー欠神てんかん	204	エマヌエル症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	205	脆弱X症候群関連疾患
144	レノックス・ガストー症候群	206	脆弱X症候群
145	ウエスト症候群	207	総動脈幹遺残症
146	大田原症候群	208	修正大血管転位症
147	早期ミオクロニー脳症	209	完全大血管転位症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	210	単心室症
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	211	左心低形成症候群
150	環状20番染色体症候群	212	三尖弁閉鎖症
151	ラスムッセン脳炎	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
152	PCDH19関連症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	215	ファロー四徴症
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	216	両大血管右室起始症
155	ランドウ・クレフナー症候群	217	エプスタイン病
156	レット症候群	218	アルポート症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群	219	ギャロウェイ・モワト症候群
158	結節性硬化症	220	急速進行性糸球体腎炎
159	色素性乾皮症	221	抗糸球体基底膜腎炎
160	先天性魚鱗癬	222	一次性ネフローゼ症候群
161	家族性良性慢性天疱瘡	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	224	紫斑病性腎炎
163	特発性後天性全身性無汗症	225	先天性腎性尿崩症
164	眼皮膚白皮症	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
165	肥厚性皮膚骨膜炎	227	オスラー病
166	弾性線維性仮性黄色腫	228	閉塞性細気管支炎
167	マルファン症候群	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
168	エーラス・ダンロス症候群	230	肺胞低換気症候群
169	メンケス病	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
170	オクシピタル・ホーン症候群	232	カーニー複合
171	ウィルソン病	233	ウォルフラム症候群
172	低ホスファターゼ症	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
173	VATER症候群	235	副甲状腺機能低下症
174	那須・ハコラ病	236	偽性副甲状腺機能低下症
175	ウィーバー症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
176	コフィン・ローリー症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
177	ジュベール症候群関連疾患	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
178	モワット・ウィルソン症候群	240	フェニルケトン尿症
179	ウィリアムズ症候群	241	高チロシン血症1型
180	ATR-X症候群	242	高チロシン血症2型

番号	病名	番号	病名
243	高チロシン血症3型	291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
244	メープルシロップ尿症	292	総排泄腔外反症
245	プロピオン酸血症	293	総排泄腔遺残
246	メチルマロン酸血症	294	先天性横隔膜ヘルニア
247	イソ吉草酸血症	295	乳幼児肝巨大血管腫
248	グルコーストランスポーター1欠損症	296	胆道閉鎖症
249	グルタル酸血症1型	297	アラジール症候群
250	グルタル酸血症2型	298	遺伝性膀胱炎
251	尿素サイクル異常症	299	嚢胞性線維症
252	リジン尿性蛋白不耐症	300	IgG4関連疾患
253	先天性葉酸吸収不全	301	黄斑ジストロフィー
254	ポルフィリン症	302	レーベル遺伝性視神経症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	303	アッシャー症候群
256	筋型糖原病	304	若年発症型両側性感音難聴
257	肝型糖原病	305	遅発性内リンパ水腫
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	306	好酸球形副鼻腔炎
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	307	カナバン病
260	シトステロール血症	308	進行性白質脳症
261	タンジール病	309	進行性ミオクロヌステんかん
262	原発性高カイロミクロン血症	310	先天異常症候群
263	脳髄黄色腫症	311	先天性三尖弁狭窄症
264	無 β リポタンパク血症	312	先天性僧帽弁狭窄症
265	脂肪萎縮症	313	先天性肺静脈狭窄症
266	家族性地中海熱	314	左肺動脈右肺動脈起始症
267	高IgD症候群	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
268	中條・西村症候群	316	カルニチン回路異常症
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	317	三頭酵素欠損症
270	慢性再発性多発性骨髄炎	318	シトリン欠損症
271	強直性脊椎炎	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
272	進行性骨化性線維異形成症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
274	骨形成不全症	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
275	タナトフォリック骨異形成症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
276	軟骨無形成症	324	メチルグルタコン酸尿症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	325	遺伝性自己炎症疾患
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	326	大理石骨病
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	328	前眼部形成異常
281	クリッペル・トレノネー・ウェーパー症候群	329	無虹彩症
282	先天性赤血球形成異常性貧血	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
283	後天性赤芽球癆	331	特発性多中心性キャッスルマン病
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
285	ファンconi貧血	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
286	遺伝性鉄芽球性貧血	334	脳クレアチン欠乏症候群
287	エプスタイン症候群	335	ネフロン癆
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)
289	クロンカイト・カナダ症候群	337	ホモシステン尿症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

(1~110は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332~333は令和元年7月から、334~338は令和3年11月から医療費助成を開始。また、同時期より288自己免疫性後天性凝固因子欠乏症に「自己免疫性後天性凝固因第X因子欠乏症」が統合されました。)

しょうがいふくし とく
◆ 障害福祉サービス等（五十音順）

- 1 移動支援事業：屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う
- 2 共同生活援助（グループホーム）：主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う
- 3 居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で入浴、食事、洗濯などの援助を行う
- 4 居宅訪問型児童発達支援：重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行う
- 5 計画相談支援：障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行う
- 6 行動援護：行動が困難で常に介護が必要な知的障がい、又は精神障がいのある人に外出時の移動の支援などを行う
- 7 施設入所支援：施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、食事の介護等及び日常生活上の支援を行う
- 8 児童発達支援：就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う
- 9 重度訪問介護：重度の肢体不自由者及びその他障がいのある人に自宅で入浴、食事洗濯の援助を行う
- 10 就労移行支援：65歳未満で雇用が見込まれる障がいのある人に、就労に向け訓練を行う
- 11 就労継続支援A型：就労することが困難な障がいのある人に、雇用契約などに基づき就労機会の提供及び訓練を行う
- 12 就労継続支援B型：雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動の機会の提供や就労訓練を行う
- 13 就労定着支援：就労移行支援等の利用を経て、一般就労した障がいのある人に、企業や関係機関等との間で就労定着に向けた支援を行う
- 14 手話通訳者・要約筆記者派遣事業：手話通訳者や要約筆記者などを派遣し、コミュニケーション支援を行う
- 15 障害児相談支援：障がいのある児童の通所給付等における計画相談や情報提供を行う
- 16 障害児入所支援：障害児入所施設（指定医療機関）に入所（入院）する障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

- 17 自立訓練（機能訓練）：身体障がいのある人又は難病等対象者に、理学療法などの必要な訓練を行う
- 18 自立訓練（生活訓練）：知的障がい、又は精神障がいのある人に、自立した日常生活を営むために必要な訓練を行う
- 19 自立生活援助：入所施設・グループホームから出て居宅で生活をする障がいのある人に、居宅訪問などにより生活状況の確認と必要な助言・調整を行う
- 20 身体障害者訪問入浴サービス：重度の障がいのある人に、在宅で入浴支援を行う
- 21 生活介護：常に介護を必要とする障がいのある人に、施設などで入浴や食事の介護等を行うとともに、生活活動や創作的活動などの機会の提供を行う
- 22 相談支援事業：相談支援や情報提供を行う
- 23 短期入所（ショートステイ）：家族が病気などで介護できない時に施設に短期間入所する
- 24 地域活動支援センター：創作活動や生産活動の機会を提供する
- 25 地域相談支援（地域移行支援）：障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人につき、住居の確保その他の地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う
- 26 地域相談支援（地域定着支援）：居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う
- 27 同行援助：移動が困難な重度の視覚障がいのある人に外出時の移動の支援を行う
- 28 日中一時支援事業：日中における活動の場の確保と、家族の一時的な休息を目的に創作的活動等の機会の提供や一時的な預かりを行う
- 29 発達障害者支援センター：発達障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、指導又は助言を行う
- 30 保育所等訪問支援：保育所等に通う障がいのある児童に、集団生活に適応するための専門的な支援を行う
- 31 放課後等デイサービス：就学している児童に、授業終了後や休校日に生活能力の向上のための訓練などを行う
- 32 補装具・日常生活用具購入費の助成：重度の身体障がいのある人に対し、各種日常生活に必要な用具の購入費用を助成する
- 33 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業：盲ろう者へ通訳・介助員を派遣し、視覚情報の提供、コミュニケーション支援及び外出時の移動介助を行う
- 34 療養介護：医療を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院や施設において行われる機能訓練、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う

●ページ～●ページは、ページを切り取り、
じたくほぞんよう
自宅保存用としてご利用ください。
りよう

《用語説明》

◆ 障害者相談員について

しょうがいしゃそうだんいん
障害者相談員は、障がいのある方やその関係者の方の身近な相談相手として静岡市が委託
しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん
しており、身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。

しょうがいしゃそうだんいん そうだん
障害者相談員に相談したいときは、下記の団体に連絡先をお問合せください。

しんたいしょうがいしゃそうだんいん ほうじん しずおかしんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい
身体障害者相談員：NPO法人 静岡市身体障害者団体連合会

でんわ
電話 054-254-5223/FAX 054-254-2845

ちてきしょうがいしゃそうだんいん しずおかししずおかて
知的障害者相談員：静岡市静岡手をつなぐ育成会

でんわ
電話 054-254-5218/FAX 054-269-5034

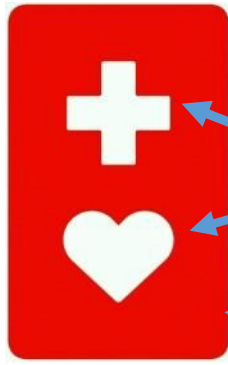
しずおかししみずて
静岡市清水手をつなぐ育成会

でんわ
電話 090-4239-3193

◆ヘルプマーク・ヘルプカードについて

(ヘルプマーク)

(ヘルプカード)



じゅうじ
十字とハート
しろいろ
は白色

あかい
赤色



表面

裏面

ふりがな	障がいや病名	【私が配慮してほしいこと】
名前	障がいや病名について	
生年月日	お薬を飲んでいる薬	
性別	アレルギー等	
住所	災害時の避難場所(家族や支援者と合流できる場所)	
緊急連絡先	お名前	
	お名前	
	お住所	

※: 自身が必要とする項目(自己記入)してください。

カードの持ち主が困っているときや緊急のときはカードの内側を見てください。

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。ヘルプカードは、自分の名前、障がいや病名、連絡先などを必要に応じて書き込むことができ、災害が起きたときや、外出先で困ってしまったときなど、いざというときに必要な支援を受けるのに役に立ちます。

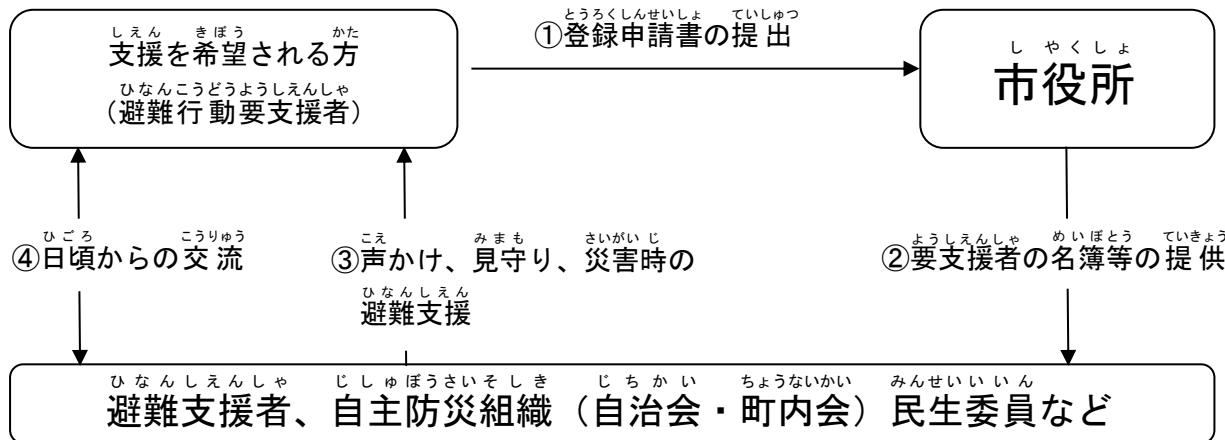
きりとり

○ 静岡市では、次の窓口でヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

窓口	場所	電話
葵福祉事務所 障害者支援課	静岡庁舎新館2階	054-221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	駿河区役所1階	054-287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	清水庁舎1階	054-354-2106
清水福祉事務所 蒲原出張所 障害福祉企画課	蒲原支所1階	054-385-7790
静岡庁舎新館15階	静岡庁舎新館15階	054-221-1197
保健予防課	城東保健福祉エリア 保健所棟2階	054-249-3177
精神保健福祉課	城東保健福祉エリア 保健所棟2階	054-249-3179

◆避難行動要支援者避難支援制度

自主防災組織（自治会・町内会）などの地域住民が高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に手助けを必要とする方（避難行動要支援者）を主体的に支援していく制度です。

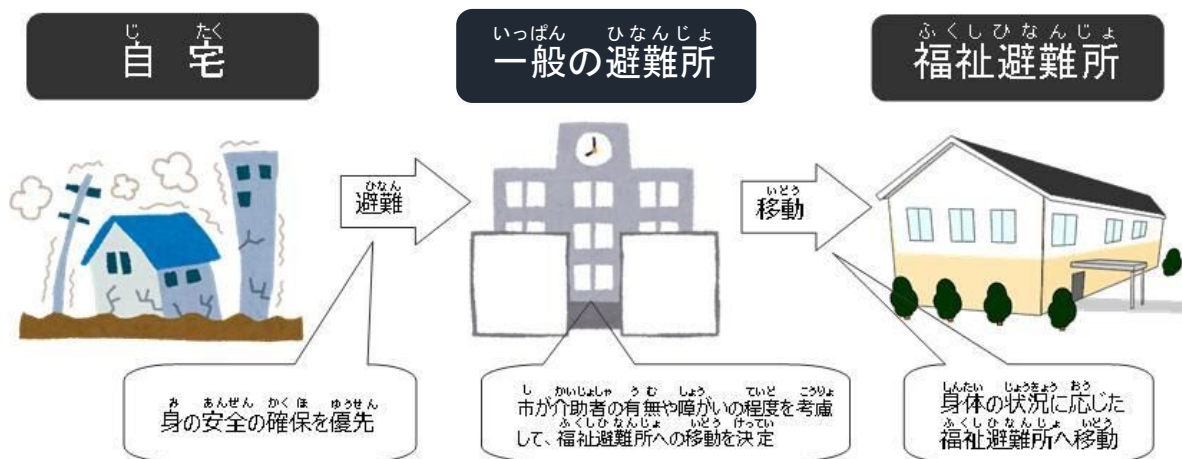


災害時に速やかに避難支援するために、どこにどのような人が支援を必要としているか、情報を集める必要があります。支援を希望される方は、登録申請書に必要事項を記入して、福祉総務課まで提出してください。

【問合せ先】福祉総務課 054-221-1366

◆福祉避難所

高齢者や障がいのある人など、一般的な学校の体育館などの避難所では生活に支障を来す人たちのために、特別な配慮がされた避難所です。一般の避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設される、二次的な避難所です。



〇市の要請に基づいて受入に協力する施設

- 障害者福祉施設
- 高齢者福祉施設
- 介護療養型医療施設
- 特別支援学校
- 介護老人保健施設
- など

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
◆障害者差別解消法（平成28年4月1日施行／令和3年6月4日改正・3年以内施行）

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

令和3年には改正され、民間事業者の「障害者への合理的配慮」についても、法的義務とすることなどが定められ、改正から3年以内に施行されることとなりました。

○障がい者を理由とする差別とは

障がい者を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような、「不当な差別的取扱い」をする行為をいいます。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」を行うことが求められます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

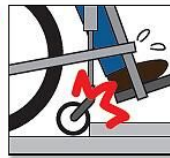


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

○各機関における差別を解消するための措置

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※民間事業者の「障がい者への合理的配慮」についても、法改正により、令和3年6月4日

から起算して3年以内に、法的義務になります。

せいねんこうけんせいど
◆成年後見制度について (平成12年4月1日施行)

成年後見制度は、障がいなどで十分な判断能力がない方を対象に、法律面や生活面で、本人の希望にそった支援をし、保護することを目的としています。

福祉・医療・介護サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理について、本人の意思をできるだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利益が生じないよう、権利や財産を守るための制度です。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。

	任意後見制度	法定後見制度		
		補助	保佐	後見
対象者	判断能力があり、自分の将来に備えようとする方	判断能力が不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額な買物は不安	判断能力が著しく不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額な買物にはサポートが必要	判断能力が全くない方 例：日常的な買物も難しい
後見人等	契約により自分で決められる	家庭裁判所が選任する		
監督人 (後見人等を監督)	必ず、家庭裁判所が選任する	必要に応じて、家庭裁判所が選任する		
後見人等の代理権	自分自身で範囲を決めておく	申立てにより家庭裁判所が定める行為 (別途申立て・本人の同意が必要)	原則として全ての法律行為	

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

◆ 日常生活自立支援事業について

にんちしょう ちてき せいしんしょう など にちじょうせいかつ いとな うえ ひつよう ふくし じぶん
認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分
はんだん てきせつ りよう むづか かた たいしょう ふくし りようえんじょ きほん
の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サ
ービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類預かり」を行います。

ただし、この事業はご本人との「契約」により行うため、契約内容を理解できる一定の
はんだんのうりよく ひつよう
判断能力が必要になります。

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう
◆障害者虐待防止法 (平成24年10月1日施行)

この法律は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。家庭や施設、勤務先で、障がいのある人への虐待を発見した人は、速やかに市役所や障害者虐待防止センターに通報することが義務付けられました。

しょうがいしゃぎやくたい
○障がい者虐待とは

<p>◎養護者による虐待 身の回りの世話などを行って いる家族や親族、同居人などか らの虐待</p>	<p>◎障がい者福祉施設従事者等 による虐待 障がい者福祉施設などで働 いている職員からの虐待</p>	<p>◎使用者による虐待 障がいのある人を雇用してい る、事業主などからの虐待</p>
---	--	---

ぎやくたい しゆい
○虐待の種類

- ①身体的虐待 暴行を加えること。また、身動きが取れない状態にすること。
- ②性的虐待 無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- ③放棄・放任（ネグレクト） 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどしないこと。
- ④心理的虐待 侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
- ⑤経済的虐待 本人の同意なしに財産を使うこと。また、本人に理由なく金銭を与えないこと。

しずおかししょうがいしゃぎやくたいぼうし
○静岡市障害者虐待防止センター（市内11箇所の相談窓口）

相談窓口	電話番号
障害者相談支援推進センター（24時間365日受付）	054-266-7719
○葵区の相談窓口	
障害者生活支援センター城東	054-249-3222
障害者地域サポートセンターコンパス北斗	054-278-7828
静岡市支援センターなごやか	054-249-3189
アグネス静岡	054-249-2833
○駿河区の相談窓口	
ひまわり事業団ピアサポート	054-287-5588
静岡済生会療育センター令和 地域支援・相談室「やさしい街に」	054-285-0789
静岡市支援センターみらい	054-285-8871
○清水区の相談窓口	
清水障害者サポートセンターそら	054-366-7781
障害者相談支援センターわだつみ	054-335-1031
は一とぼる	054-337-1746

しずおかしりつとしょかん じっし ふくし
◆静岡市立図書館で実施している福祉サービス

サービス	内容
だいかつじほん 大活字本	もじ おお ぎょうかん ちょうせい おお かつじ く なお ほん 文字の大きさや行間を調整し、大きな活字で組み直した本
てんじしりょう 点字資料	しゅつばんしゃ しゅつばん えほん てんじ しる ほん 出版社から出版されている絵本など点字が記されている本
エルエル L Lブック	もじ よ ほん ないよう りかい にがて ひと 文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人がやさしく よ しやしん え ぶんしょう もち ないよう 読めるよう、写真や絵、わかりやすい文章などを用いて内容がわかり やすく書かれている本
かくだいでくしよき 拡大読書器	さつえい えいぞう もじ おお ひょうじ どくしよき カメラで撮影した映像（文字）をモニターに大きく表示する読書器
おんせいおうとう 音声応答サービス	せんようでんわばんごう おんせい かいかんじかん りょうじょうきょう かくにん 専用電話番号にて、音声による開館時間や利用状況の確認などがで きるサービス
としょ ゆうそう 図書・CDの郵送	ほん じたく ゆうそう 本やCDを自宅まで郵送するサービス
ろくおんとしよ 録音図書 （DAISY）	みみ き どくしよ ほん ろうどく おんせい しゅうろく とう 耳で聴いて読書できるよう本を朗読し、その音声を収録したCD等
たくはい 宅配サービス	としょかんしよくいん じたく うかが しりょう とど しずおかしないざいじゅう 図書館職員が自宅に伺って資料を届けるサービス。静岡市内在住 したふじゆうしゃ かつ肢体不自由者のみのサービス
たいめんろうどく 対面朗読	ろうどくしゃ してい しりょう りょうしゃ まえ よ 朗読者が、指定された資料を利用者の前で読むサービス
た その他	かんないようくるま 館内用車いすやカートなど

りょう ほうほう
○サービスを利用する方法

かき 下記「サービス利用の対象となる障がい等」に該当する図書館利用者が、「障がい者サービス利用
 登録申込書」を書いて申請し、福祉サービスを受けることが適当であると認められた場合に受ける
 ことができます。申請は市立図書館全館で受け付けしております。なお、申請は直接来館・電話ど
 ちらでも可能です。（代理人申請も可能）

〈サービス利用の対象となる障がい等〉

しかくしょう ・視覚障がい	ちてきしょう ・知的障がい	・いわゆる「寝たきり」の状態
ちょうかくしょう ・聴覚障がい	ないぶしょう ・内部障がい	いっかせい しょう ・一過性の障がい
したいしょう ・肢体障がい	はったつしょう ・発達障がい	にゅういんかんじや ・入院患者
せいしんしょう ・精神障がい	がくしゅうしょう ・学習障がい	たとしょかん みと しょう ・その他図書館が認めた障がい

ふくし かん といあわ かきふくし たんどう れんらく
 ※福祉サービスに関するお問合せは、下記福祉サービス担当までご連絡ください。

あおいく するがくざいじゅう かた ちゅうおうとしょかん
 葵区・駿河区在住の方：中央図書館（TEL:054-247-6711）

しみずくざいじゅう かた しみずちゅうおうとしょかん
 清水区在住の方：清水中央図書館（TEL:054-354-1331）

こうほう しぎかい てんじばん おんせいばん
◆広報しずおか・市議会だよりの点字版・音声版について

いずれも希望する人に無料で配布しています。詳細は、下記までお問合せください。

こえ こうほう ひと むりょう はいふ しょうさい かき といあわ
 声の広報しずおか・広報しずおか点字版：広報課（TEL：054-221-1021・FAX：054-252-2675）まで

こえ しぎかい ひと むりょう はいふ しょうさい かき といあわ
 声の市議会だより・市議会だより点字版：調査法制課（TEL：054-221-1481・FAX：054-251-9213）まで